

産後ケア事業

「赤ちゃんのお乳、足りているかな?」「十分休めず身体が辛い」「一生懸命しているのに上手くいかない。気持ちが落ち込んでしまう」「産後に手伝ってくれる人がいない…」など思うことはありませんか?そのような時、専門のスタッフがいる施設で、退院後の心身のケアや育児サポートを受けることができるのが【産後ケア事業】です。安心して子育てできるよう、ぜひ産後ケア事業をご利用下さい。



産後ケア事業とは

矢掛町が委託した医療機関や助産院で産後の相談や指導を受けることができます。ケアの種類が選択でき、他のケアとの併用も可能です。

- 【宿泊型ケア内容】 ☆身体サポート：お母さんの健康管理、乳房ケア等
☆気持ちサポート：お母さんの心の休養、産後の生活アドバイス等
☆育児サポート：授乳・沐浴方法等、お子さんの発育チェックや育児相談等
- 【日帰り型ケア内容】 ☑宿泊型ケアと同じ内容を日帰りで受けることができます。
- 【母乳ケア（外来）内容】 授乳アドバイス（乳房マッサージ含む）、カウンセリング等

利用できる方

矢掛町に住所のある産後1年以内のお母さんと子どもで、医療行為を必要としない下記のいずれかに該当する方

- ・出産後の体調の回復に不安がある方
- ・育児に不安があり、授乳や赤ちゃんの世話などの指導を希望する方
- ・産後の休養、栄養、乳房のケアなどに不安のある方
- ・産後の育児支援者の協力を得ることが難しい方

利用方法

利用を希望する場合は、事前にこどもみらい課に申請をしてください。
(事前申請が困難な場合には、まず電話でお問い合わせください)

※事前に申請のない場合には全額自己負担で受けていただきます。

利用申請はこちら



＜利用の流れ＞

- ①利用前に希望する施設に連絡し、利用予定日を仮予約する。
- ②こどもみらい課に矢掛町産後ケア事業利用申請を行い、利用券の交付を受ける。
(矢掛町産後ケア事業利用申請書の提出又は、右記の二次元コードから利用申請できます。)
- ③利用する施設に矢掛町産後ケア事業利用承認通知書兼利用券を提示し、利用を開始する。
※宿泊型ケアを連泊以外で利用する場合、その都度申請が必要になります。
母乳ケア・日帰り型ケアの場合は、初回の申請のみで利用券を使えます。

自己負担額

利用したサービスの総額から下表の町の助成額を差し引いた額の自己負担が必要です。

サービス内容	宿泊型ケア（1回1泊）	日帰り型ケア	母乳ケア
町助成額（1回あたり）	15,000 円	7,000 円	3,000 円
ケア毎利用上限	計3回まで		
利用上限	計6回まで		

※宿泊型ケアを○泊、母乳ケアを○回というように、2つのサービスを併用して利用することができます。

委託医療機関等一覧

名 称 連絡先	住所地	利用料（参考）		
		宿泊型ケア※1	日帰り型ケア	母乳ケア
う ち か ど 助 産 院 ☎080-5625-6872	倉敷市児島下の町 10-376-68	35,000 円	14,000 円（昼食付）	5,000 円
か ね こ 助 産 院 ☎086-456-8722	倉敷市広江 8-18-1	25,000 円	12,000 円（昼食付）	初回 5,000 円 以降 3,000 円
く に さ だ 助 産 院 ☎0865-69-5707	笠岡市新賀 3310	20,000 円	15,000 円（昼食付）	初回 5,000 円 以降 4,000 円
く に と み ク リ ニ ッ ク ☎0866-92-0255	総社市門田 78-1	22,000 円	11,000 円	6,050 円
倉 敷 成 人 病 セ ン タ ー ☎086-421-1023 ※2	倉敷市白楽町 250	20,000 円 他院出産：35,000 円	8,000 円 他院出産：16,000 円	利用できません
倉 敷 中 央 病 院 ☎086-422-0210 ※3	倉敷市美和 1-1-1	37,000 円 母のみ：20,000 円	利用できません	利用できません
た ん ぼ ぼ 助 産 院 ☎086-436-1980	倉敷市中帯江 24-11	25,000 円	12,000 円（昼食付）	初回 5,500 円 以降 3,500 円
花 田 助 産 院 ☎086-698-6030	倉敷市真備町川辺 98-1	利用できません	利用できません	初回 5,000 円程度 以降 3,000 円～ 3,500 円程度
山内産婦人科クリニック ☎086-463-3550	倉敷市三田 126-1	20,000 円	8,000 円	5,000 円

※1 宿泊型ケアの料金については、別途、食事代や部屋代等が必要な場合があります
きょうだい児の宿泊については、直接医療機関・助産院にご相談ください。

※2，※3 対象者は、産後3か月以内のお母さんと子どもです。



❖問合せ先❖ 矢掛町役場こどもみらい課 ☎（0866）82-1060
月～金曜日：8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）